

令和6年度 子どもたちの学びを支える経済的な制度の主なもの(小・中・義務教育学校)

令和6年4月1日現在

名称	種別				保証人	制度の概要 (詳細は問い合わせ先でご確認ください)			問い合わせ先					
	給付	貸付	無 利 子	有 利 子		減 免 等	授 業 料	対象	内容	その他	各 学 校	島 根 県	社 福 協	そ の 他
1 就学援助費	○						経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者	学用品費・通学用品費・修学旅行費など	・認定基準・援助額等は各市町村ごとに異なります。	○				教 委
2 特別支援教育就学奨励費 (小・中学校)	○						小・中学校で、特別支援学級に就学する、あるいは障がいのある児童生徒に就学する児童生徒	就学の経費(保護者の負担能力の程度に応じて負担)		○	企			教 委
3 特別支援教育就学奨励費 (特別支援学校)	○						特別支援教育学校に就学する児童生徒	就学の経費(保護者の負担能力の程度に応じて負担)	・「生活保護法による高等学校等就学費」との併用はできません。	○	特			
4 生活保護法による教育扶助費等	○						生活保護受給世帯で、市町村福祉事務所が必要と認めた方	学用品費・臨時的一般生活費など			地	○		
5 母子父子寡婦福祉資金 (就学支度資金)			○			△	・小学校、中学校に入学する児童がいるひとり親家庭の方 ・小学校、中学校に入学する父母のない児童(要連帯保証人) ※小学校又は中学校への入学時の貸付は、所得税非課税又はそれと同程度と認められる方に限ります。	就学支度経費を無利子で貸付 (貸付上限額)①小学校 64,300円 ②中学校 81,000円	※松江市の制度については、松江市役所子育て給付課(電話0852-55-5942)までおたずねください。		青	○	※	

<保証人欄の見方> ○=保証人が必要 △=保証人が必要な場合がある

< 問い合わせ先の見方 >

【各学校】 在籍または進学予定の学校

【島根県】

- [企]:教育委員会学校企画課 就学支援係 0852-22-5410
- [特]:教育委員会特別支援教育課 企画係 0852-22-5420
- [総]:総務部総務課 私学・県立大学室 0852-22-5017・5018
- [地]:健康福祉部地域福祉課 生活保護係 0852-22-6525
- [青]:健康福祉部青少年家庭課 0852-22-6688
- [看]:健康福祉部医療政策課 看護職員確保スタッフ 0852-22-5613
- [医]:健康福祉部医療政策課 医師確保対策室 0852-22-6684

【福祉事務所】 お住まいの市町村の福祉事務所

【社福協】 お住まいの市町村の社会福祉協議会

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 0852-32-5996

【その他】

[教委]:お住まいの市町村の教育委員会

[民]:お住まいの地区の民生委員

[島]:島根県育英会 0852-28-1981

[日]:日本学生支援機構 (奨学事業相談センター・ナビダイヤル) 0570-03-7240